

資料 5

任期途中の委員改選時における合議体の構成について（案）

- 合議体の構成については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第48条第1項において「委員のうちから不服審査会の指名する者をもって構成する」と規定されているため、本来ならば、任期中に推薦団体の役員変更等に伴う推薦変更により委員の交代があった場合、不服審査会を開催し、審議のうえ改めて委員を指名し、合議体を構成するものである。
- しかしながら、その運用として、推薦団体が同一の委員変更においては、当該交代した委員をもって構成する合議体及びその他の合議体の構成委員を変更する理由がない場合が多く、その場合は前任委員の合議体に後任委員が構成委員となつていただくよう改めて指名していただいている。
- そのため、平成22年度の不服審査会において「任期中に推薦変更等による委員交代があり、後任委員が引き続き、前任委員が構成委員となつていた合議体の構成委員となる場合、不服審査会を開催せず、会長の決定をもつて不服審査会が指名したこととする。ただし、不服審査会会長が交代するなど特別な場合を除く」と決した。
- このことについては、平成25年度以降の不服審査会においても審議いただき、改めて決したところ。
- 上記経過等を踏まえ今任期（令和4年5月1日～令和7年3月31日）においても、
 - 任期中に推薦変更等による委員交代があるとき、後任委員が引き続き、前任委員が構成委員となつていた合議体の構成委員となり、構成委員を変更する理由がない場合は、不服審査会を開催せず、会長の決定をもつて審査会の指名とする。
 - ただし、不服審査会会長が交代するなど特別な場合を除く。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（抄）

（合議体）

第48条 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもって構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で審査請求の事件を取り扱う。

2 合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあっては、会長が長となり、その他のものにあっては、不服審査会の指名する委員が長となる。